

緑地面積率・環境施設面積率を緩和します！

工場立地法で定められている緑地面積率（20%以上）、環境施設面積率（25%以上）を市の条例により一部地域で緩和します。（平成27年10月1日施行）

※但し、他の法律等により規制を受ける場合は、この限りではありません。

■緩和地域（右図）

- ・工業専用地域
- ・工業地域（特別工業地区のみ）

■緩和率

- ・緑地面積率

20%以上→**5%**以上

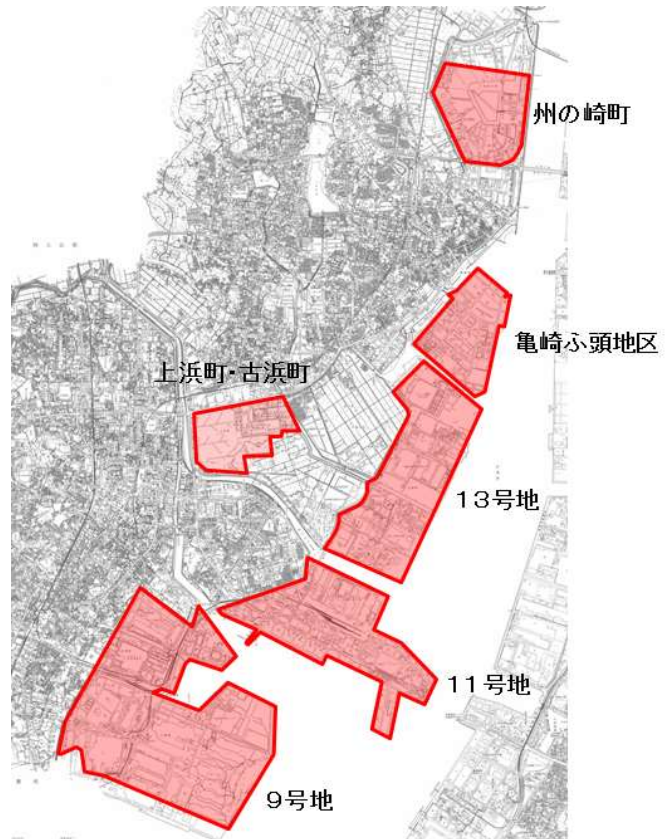
- ・環境施設面積率

25%以上→**10%**以上

■緩和条件

工場立地法の届出と同時に、「行動計画書」をご提出ください。

※行動計画書には、緑化の推進に寄与する活動を記載いただきます。



工場立地法とは・・・

敷地面積が9,000㎡以上、建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上の製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（水力・地熱発電所を除く。）、ガス供給業又は熱供給業に係わる工場に係る法律です。

工場立地法に係る工場では、緑地面積率（緑地面積の敷地面積に対する割合）20%以上、環境施設面積率（環境施設面積の敷地面積に対する割合）25%以上を設置することが義務付けられています。

問合わせ先 半田市役所 商工企業立地課 企業立地担当
TEL : 0569-84-0638 Email : shoko@city.handa.lg.jp